

平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知財紛争処理システムの活性化に資する  
特許制度・運用に関する  
調査研究報告書

平成28年3月

一般財団法人 知的財産研究所

## 5. 中国

### (1) 証拠収集<sup>78</sup>

#### (i) 制度

証拠は、民事訴訟の核心となる問題である。中国の民事訴訟法には証拠に関して全 12 条の規定（民事訴訟法 63 条乃至 74 条）が存在し、そのほとんどが原則的な規定である。

2001 年 12 月 21 日、最高人民法院は、「民事訴訟証拠に関する若干規定」（以下「民事訴訟証拠規定」という）を公布した（2002 年 4 月 1 日施行）。民事訴訟証拠規定の制定及び施行は、中国の証拠制度上の大きな進歩であり、司法実務上に存在する問題の多くが解決された。

#### ① 立証責任

民事訴訟法の立証責任の定義に関する規定は明確ではなく、民事訴訟法 64 条に「当事者は自らが提出する主張について証拠を提供する責任を負う。」と規定されているのみであって、当事者が証拠を提供しない場合又は提供した証拠が当事者の事実の主張を証明するのに不十分である場合の結果に関する具体的な規定はなかった。裁判の実務では、事実が不明であるために、どのような判決を行うべきか、裁判官が判断できない場合がある。

民事訴訟証拠規定 2 条は、この点について、当事者が証拠を提供しない場合又はその提供した証拠が当事者の事実の主張を証明するのに十分ではない場合、立証責任を負う当事者が不利な結果を負うことを明確に規定している。

#### ② 新製品の製造方法の場合における立証責任の転換

特許権侵害訴訟における特許権侵害の立証責任は、原則として、特許権侵害を主張する特許権者の側にある。しかし、製造方法の特許権者（原告）が被告の侵害行為を立証しようとしても、被告が具体的にどのような方法で製造行為を行っているかについて原告が調査したり証拠を取得したりすることは通常、困難である。

そこで、特許法 61 条 1 項は、新製品の製造方法の発明特許に係るときは、立証責任を転換し、被告が、「その製品の製造方法が特許の方法と異なること」を証明しなければならないものとした。「新製品」の製造方法の場合に限定したのは、「既知の製品」の製造方法

<sup>78</sup> JETRO「中国特許権侵害訴訟マニュアル」111-117 頁（2013 年）

の場合にまで立証責任を転換することは合理的で、ないとの判断によるものである。

### ③ 人民法院の証拠調査と収集

民事訴訟法 64 条は、当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因によって自ら収集するとができない証拠、又は人民法院が案件の審理に必要であると認める証拠について、人民法院が調査、収集を行わなければならないと規定している。但し、当該規定は、「人民法院が案件の審理に必要であると認める証拠」の範囲及び「当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因によって自ら収集することができない証拠」の範囲及び条件を明確に規定していない。

民事訴訟証拠規定 15 条は、「人民法院が案件の審理に必要であると認める証拠」の範囲を 2 種類の状態に限定している。すなわち、国の利益、社会公共の利益又は第三者の合法的權益を損なう可能性のある事実、及び職権による当事者の追加、訴訟の中止、訴訟の終結、回避等、実体の争いと無関係の手續である。民事訴訟証拠規定 15 条に定める場合を除き、人民法院による証拠の調査、収集は、当事者の申請によらなければならない（民事訴訟証拠規定 16 条）。当事者は、証拠が国の関連部門に保管されており、かつ人民法院の職権による調査取得を必要とする資料である場合、国家機密、商業上の秘密、個人のプライバシーにかかわる資料である場合、及び当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因によって自ら収集することができないその他の証拠に限り、人民法院に証拠の調査収集を申請することができる（民事訴訟証拠規定 17 条）。

### ④ 証拠の申出期間

民事訴訟法には、証拠の申出期間に関する規定はなく、当事者が法廷で「新しい証拠」を提出することが認められている（民事訴訟法 125 条 1 項）。さらに、当事者が原判決、裁定を覆すのに十分な新しい証拠を有している場合には、人民法院は再審を行わなければならないとの規定もある（民事訴訟法 179 条）。上記の規定を利用して、開廷前に証拠を提供せずに、開廷審理の際に突然有力な証拠を提供して相手方に準備の時間を与えないようにしたり、第一審では証拠を提供せずに第三審又は再審時に証拠を提供して訴訟を長引かせたりしている当事者もいる。

かかる現象を是正するために、民事訴訟証拠規定では、人民法院は、受理通知書及び応訴通知書の送達と同時に、当事者に証拠の申出通知書を送達しなければならないと規定している。証拠の申出通知書には、立証責任の分配原則と要求、人民法院に証拠の調査・収集を申請できる事由、証拠の申出期間及び期日良を過ぎた場合の法律的结果を記載しなければならない。証拠の申出期間は 30 日を下回ってはならない。証拠の申出期間は、当事

者が協議によって定め、人民法院の認可を受けることもできる(民事訴訟証拠規定 33 条)。期間が満了した後も証拠資料を提出しない場合、証拠の申出の権利を放棄したものとみなす。期間が満了した後で提出された証拠については、相手方当事者が同意する場合を除き、人民法院は審理の時に証拠調べを行わない。当事者が訴訟請求を追加、変更する場合及び反訴を提出する場合、証拠の申出期間内に行わなければならない(民事訴訟証拠規定 34 条)。当事者が証拠の申出期間内に証拠を提供することが明らかに困難である場合、期間内に延長を申請しなければならず、認可を受けて証拠の申出期間を適当な期間、延長することができる(民事訴訟証拠規定 36 条)。

#### ⑤ 証拠交換と新たな証拠

民事訴訟法には、証拠の交換に関する規定はない。

民事訴訟証拠規定では、37 条から 40 条までにおいて証拠交換について規定している。当事者の申請があれば、人民法院は開廷前に証拠の交換を行わせることができる。証拠が比較的多い事件又は複雑で難解な事件については、人民法院は、当事者に開廷前に証拠を交換させなければならない。証拠交換の時期は、当事者が協議によって定めた上で人民法院の認可を受けることもできるし、人民法院が指定することもできる。

#### ⑥ 証拠に対する質疑

証拠は、法廷で提示しなければならず、当事者が証拠に対する質疑(中同語では「質証」)を行う。証拠に対する質疑を経っていない証拠は、事件の事実認定の根拠とすることはできない(民事訴訟証拠規定 47 条)。証拠に対する質疑は、証拠の真実性、関連性、合法性を中心として、証拠の証明力の有無及び証明力の大小について、質問、説明及び反論を行わなければならない(民事訴訟証拠規定 50 条)。

#### ⑦ 証拠の審査

民事訴訟法 64 条は、「人民法院は、法定手続に従って、全面的かつ客観的に証拠を審査し、事実と照合しなければならない」と規定している。但し、かかる規定は抽象的で、実用性が低く、実務では、裁判官は、直感と経験に基づいて証拠に対する審査、判断を行うことが多く、また、判断の理由及び結果をほとんど公開していない。これにより、法律的效果が不確定となり、法律適用の不統一を招くおそれがある。

民事訴訟証拠規定 64 条は、裁判官が証拠を審査、判断する際の原則を定めている。裁判官は、法定の手続により、全面的かつ客観的に証拠を審査し、法律の規定を根拠とし、裁

判官の職業道徳を守り、論理的な推理と日常生活の経験とを運用し、証拠の証明力の有無及び証明力の大小について独立して判断を下し、かつ判断の理由及び、結果を公開しなければならない。

禁 無 断 転 載

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知財紛争処理システムの活性化に資する  
特許制度・運用に関する  
調査研究報告書

平成 28 年 3 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5672

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@iip.or.jp](mailto:support@iip.or.jp)